

監査法人による監査結果及び資金管理センターの対応

1. 「合意された手続き」*との相違件数及び対応状況の推移 (*平成23年は、資料6-1記載の事由により、「事前に打合せをして定めた手続き」に変更している。)

【合意された手続きとの相違件数及び対応状況の推移】

	内訳	第1回 平成17年	第2回 平成18年	第3回 平成19年	第4回 平成20年	第5回 平成21年	第6回 平成22年	第7回 平成23年
相違件数	新規	20	5	4	5	3	0	1
	前期繰越し	0	0	0	0	0	0	0
	合計	20	5	4	5	3	0	1
対応状況	完了	20	5	4	5	3	0	1
	未完	0	0	0	0	0	0	0

2. 平成23年の調査結果及び対応

- ・平成23年度に追加もしくは隔年実施とした調査項目は太字で表記している。
- ・監査室が「事前に打合せをして定めた手続きとの相違事項である」と確認した1項目は網掛けで表記しており、監査室が資金管理センターの対応の実施状況を平成24年度内部監査にてフォローする予定である。

調査の項目・手続き	調査結果	資金管理センターの対応案
<p>(1) 預託金(リサイクル料金)の收受業務の調査</p> <p><預託金の收受></p> <p>① リサイクルシステムと実入金額の照会を含めた業務プロセスの調査 〔自動車メーカー・インポーター経由、並行輸入、口座引落収納等〕</p> <p>② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照会を含めた業務プロセスの調査</p> <p>③ リサイクルシステムと実入金額の照会を含めた業務プロセスの調査 〔自治体:毎年調査、防衛省:隔年実施・当期調査対象外〕</p> <p><預託申請取消等></p> <p>④ 事業者による預託申請取消案件の適正処理 〔隔年実施・当期調査対象〕</p> <p>⑤ 誤預託に伴う預託取消案件の適正処理</p> <p>⑥ 自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金修正及び返金案件の適正処理</p> <p>⑦ コンビニでの誤入金に伴う返金案件の適正処理</p> <p>⑧ 誤預託に伴う差異の適正処理</p>	<p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p>	
<p>(2) 支払業務</p> <p><リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡></p> <p>① エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの調査</p> <p><情報管理料金の情報管理部への払渡></p> <p>② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの調査 〔隔年実施・当期調査対象外〕</p> <p><特定再資源化預託金等の出えん></p> <p>③ 特定再資源化預託金等の出えん等業務プロセスの調査</p> <p><資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性></p> <p>④ 業務プロセスの調査</p> <p><費用配分></p> <p>⑤ 特定費用の按分計上</p> <p><コンタクトセンターの管理></p> <p>⑥ 日常の事務処理(コンタクトセンターの管理)</p> <p><中古車輸出の取戻し対応></p> <p>⑦ 処理状況(受付から処理済までの日数、その他)</p> <p>⑧ 必要書類の取り付け状況(適正処理)</p> <p><情報システム関連></p> <p>⑨ 情報システム改善費用</p> <p><東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用></p> <p>⑩ 東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用</p>	<p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p>	
<p>(3) 資金運用の調査</p> <p><再資源化預託金等の運用関連></p> <p>① 運用の基本方針の遵守</p> <p>② 運用計画の遵守</p> <p>③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの調査</p> <p>④ 日常の事務処理</p>	<p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p>	

調査の項目・手続き	調査結果	資金管理センターの対応案
<p>(4) 資金管理人(資金管理センター)の一般管理に係る調査</p> <p>< 調達規則の遵守状況 > ① 調達規則の遵守状況の調査 < 情報公開規程 > ② 情報公開規程の遵守状況の調査</p> <p>< 稟議決裁規則の遵守状況 > ③ 稟議決裁規則の遵守状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 稟議書を査閲する。 ● 平成23年1月から12月の稟議書が稟議決裁規則に従って作成・決裁されていることをサンプルについて確かめる。 <p>< 100条帳簿 > ④ 100条帳簿の作成保管の遵守状況の調査</p>	<p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>● 稟議書ファイルに綴られている稟議書起案番号表及び稟議書を閲覧したうえで、平成23年1月から12月の稟議書からサンプルを12件抽出して、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されているか調査した結果、稟議決裁規則第2条第1項「稟議は原則として事前に定められた稟議書用紙で行う。」に反し、事後決裁となっているものが3件発見された。</p> <p>(A) 1件については、稟議書の起案日が平成23年4月8日、決裁日が平成23年4月11日対し、契約日が平成23年4月4日となっていた。事後決裁となった理由は、業務開始日の直前まで契約書の内容について相手先に問い合わせしており、業務開始日の平成23年4月4日までに正式な契約書を入手することができなかったため、と担当者より説明を受けた。また、当該契約は、平成22年7月1日に別途締結した契約の相手先に合わせて委託することが法人の意思として決まっており、当稟議は調達先の選定ではなく契約締結についての稟議である、と担当者より説明を受けた。</p> <p>(B) 他の2件については、稟議書の起案日が平成23年7月19日、決裁日が平成23年7月25日、に対し、契約日が平成23年7月19日となっていた。当該契約は、調達先の選定についての決裁を平成23年6月27日に受けており、当稟議は調達先の選定ではなく契約締結についての稟議であると担当者より説明を受けた。</p> <p>問題は認められなかった。</p>	<p>(A) 契約書は、会計監査法人との平成22年度の「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する利率」に係る契約書である。また、(B) 契約書は、会計監査法人との平成23年度の第1四半期から第3四半期までの四半期レビュー及び年度レビューに係る契約書である。</p> <p>本財団は財団設立以来、同一の監査法人が自動再任され監査契約を締結してきており、(A) の平成22年度及び(B) の平成23年度においても自動再任される見込みであったことから、本稟議は調達先の選定ではなく契約締結についての稟議であると認識していた。</p> <p>しかしながら、事後決裁であること、また、そのことを本稟議書に明記していなかったことは問題であると反省する。今後は、稟議の起案時期を前倒して事後決裁を防止する。例外的に、今回のように調達先の選定後であって契約締結の稟議において既に契約日が定まっている場合は、契約日を稟議書に明記する。</p> <p>なお、平成23年12月開催の第44回資金管理業務諮問委員会に報告したとおり、会計監査人の候補者を入札により選定したところである。</p>
<p>(5) 再資源化支援部の調査</p> <p>< 法第106条3号業務(入金) > ① 計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)【隔年実施・当期調査対象】</p> <p>< 法第106条2号業務(入金) > ② 計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)</p> <p>< 法第106条3号業務(出えん業務及び支払) > ③ 出えん業務及び計上・支払状況</p>	<p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p>	
<p>(6) 情報管理部の調査</p> <p>① 計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)</p> <p>② 情報システム改善費用</p>	<p>問題は認められなかった。</p> <p>問題は認められなかった。</p>	

以上